

○宍粟市地域自立支援協議会設置要綱

平成18年10月20日告示第173号

改正

平成21年3月30日告示第46号

平成25年3月29日告示第25号

平成26年4月30日告示第52号

宍粟市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、宍粟市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 保健福祉に関し、学識経験を有する者
- (2) 民生委員及び児童委員
- (3) 障害者及びその家族並びに障害児の保護者
- (4) 地域住民の代表
- (5) ボランティア団体の代表
- (6) 社会福祉協議会の代表
- (7) 関係福祉施設の代表
- (8) 関係行政機関の代表
- (9) その他保健福祉の推進のために必要と認められる者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

5 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(部会)

第5条 分野別に協議を行うため、協議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第6条 協議会は必要に応じて、関係機関の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 会議に出席した者は、会議で知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(公開及び非公開)

第8条 会議は、原則公開とする。ただし、協議会が協議会に諮り非公開としたときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 この協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(任期の経過措置)

2 平成20年3月31日以前に任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成21年3月30日告示第46号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第25号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月30日告示第52号)

この告示は、公布の日から施行する。